

## 岷江入楚と長珊聞書

——賢木卷625・少女卷594・常夏卷45の注について——

小 高 道 子

岷江入楚はその序文から、通勝が、幽斎の求めに応じて諸注を集成した書とされる。集成した諸抄について通勝は「此抄引処ノ肩付」として書目を記しているが、その末尾に「或抄」「此抄一本アリ 此内御説トアルハ称名院ノ義也」と記されている。この「或抄」については、伊井春樹氏<sup>1)</sup>により長珊聞書であることが明らかにされた。また本廣陽子氏は、梅枝巻「花の香は」における長珊聞書の注が「通勝が喜んで引用した」他の注釈書には見られない独自注であるとして、「長珊聞書」「御説」を研究することは、翻つて『岷江入楚』の成立や通勝の編纂意図などにも光を当てることのできる可能性をはらんでいるという<sup>2)</sup>ことも指摘しておきたい」とされた。

「或抄」として引用される長珊聞書は、「聞」「聞書」として引用される紹巴抄と同じ連歌師の注でありながら、「此抄引処ノ肩付」に「或抄」としてそこに公条説が記されていることが明記されているが、それでは、そこに引用される公条注は、「通勝の手持ちの公条の注釈書

には記されていない説で」あつたために、「記し留めておくべき重要な公条説であると判断したということであ」ろうか。本稿では、賢木卷625以下の注を再検討することを通して、岷江入楚が引用する三条西家の注釈書と長珊聞書・紹巴抄<sup>3)</sup>について検討を加えたい。なお、岷江入楚の引用は源氏物語古注釈叢刊により、源氏物語古注集成の通し番号により、項目を示す。また、煩を避くため、書名の『』は省略する。

### 一 賢木卷625 「つかさめしの比」

岷江入楚

625 つかさめしの比

秘 こゝにては春の除目をもさしていへる歟

私 春は懸召除目とてアガタメシとよむ也 秋は京官除目とかき

てつかさめしを除目といふ こ、は春を除目をつかさめしといへり 推量するにいつれもめしてつかさを給事なれば除目の惣名にいはんも相違有ましき事也  
或抄御説にこ、は春を除目なり 秋を除目をなへてはつかさめしといへと惣しては除目の惣名也 春のをはあかためしとこそいへともこ、にはかやうにいへり

長珊聞書

御説にもこ、は春を除目也 なべては秋のぢ目といへり 惣じてぢ目の惣名と也 春のをばあがためしとこそいへ共こ、には如此いへり

紹巴抄

春除目也官の事なれば如此書也春のあかためし也たまはるへきとは中宮より被仰て官を被下也

本廣氏はこの注について次のように記された。

季節は春なのに、「あがためし」ではなく「つかさめし」と表現されることについて『岷江入楚』は注を付けている。『弄花抄』や『秘抄』では本来秋を除目を言うはずの言葉春を除目でも言うという説明にとどまっております、どうして春を除目を「あがためし」ではなく「つかさめし」と言うのかの説明がなされていない。

それについて、通勝自身が自説を挙げていますが、その根拠になっているのが、「御説」である。「御説」で「つかさめし」は「除目の惣名」であるとしている。つまり、「つかさめし」を除目の総称として用いることがあるというのは、公条の説であり、それをふまえて、通勝の「推量するにいつれもめしてつかさを給事なれば除目の惣名にいはんも相違有ましき事也」という解釈が生まれてくるのである。「御説」は、「秘」に見られる解釈の根拠をさらに説明し、それに説得力を持たせているのである。

とされた。本廣氏が指摘する通り、長珊聞書には、「秘」には見られない「つかさめし」が「除目の惣名」であることを記している。しかしながら「京官除目」の語は、長珊聞書には見られない。

ここで注目されるのが、本廣氏が『岷江入楚』には引用されていないが、『明星抄』には三条西家の別の解釈が載っていることは注意しておく必要がある」として引用された明星抄の記述である。明星抄<sup>4</sup>には「京官除目」「春の時も京官計をは如此云にや」と、岷江入楚に「私」として記された記述が見られる。ここで改めて明星抄の該当部分を引用してみよう。

朱 逍遙院御趣（説とする本あり）箋二曰ク京官除目なるへし  
ころと云て去年の事と聞えたり 此次の末の詞に此度のつかさめしとあり それは此所にはやつかさめしと書たれば如此理運にいふなるへし 又春の時も京官計をは如此云にや

該当部分には「箋二曰ク」と記されている。明星抄に「箋曰」とする

注記が見られることについては榎本氏の指摘がある。<sup>(5)</sup>

このように実枝は所持本の明星抄や秘抄に「箋曰」と肩付して同じ内容の注を書入れているのである。

榎本氏が指摘する通り、明星抄には「箋曰」と肩付した注が数十箇所見られる。ただし、その注記の内容が「同じ内容の注」であることはまれであり、むしろ「秘」には見られない注記が多い。実枝自筆であるとする書入れも見られることから、その内容は、実枝が公条説を記したものと推定され、注目される。この項目もその一つであり、「箋二曰ク」の前に「逍遙院御趣」とあることから、実枝が「逍遙院」（実隆）説として公条から聞いた内容であることがわかる。岷江入楚が「私」として記した内容は、この内容を継承したと推測される。

明星抄の「箋曰」とする注記については改めて検討するが、こうして記された「箋曰」の内容は、公条説と推定されるにもかかわらず「秘」あるいは「箋」として岷江入楚に記されるのは一部に過ぎない。残りの「箋曰」は、岷江入楚には記されず、実枝は通勝にその内容を伝えなかったと推測される。少女巻594の注では、「箋曰」として記された注記と同じ内容が通勝に伝えられたことがわかる。しかしながら、その肩付には「私」と記されている。この内容が実隆以来三条西家で伝えられた説でありながら「秘」としても「箋」としても記されず、「私」として記されたことは、賢木巻625と同様である。ここでも、明星抄に書入れられた「箋曰」は、注釈書に記すのではなく、口頭で伝えられたことを推測させる。実枝は通勝に三条西家で継承された注釈を通勝に伝えたが、その内容は「秘」でも「箋」でもない。こうした注

釈を通勝は「私」として記したのであろう。

「箋曰」として記された明星抄の書入れが、岷江入楚に「私」として伝えられることは、若菜巻360「いしなとはたてす」にも見られる。明星抄には「三光院自筆書入」として「此奥にはらてんのいしたてとあり」と記されているが、岷江入楚には「私勘」として「此奥には螺鈿の椅子たてたりとあり」と見られる。この内容は「秘」など他の注釈書には見られない。

## 二 少女巻594 「かの人ふみをたにえやり給はず」

岷江入楚には引用されない明星抄の「箋曰」とする書入れの内容が通勝に伝えられず、岷江入楚が長珊聞書を参照している箇所を検討しておきたい。少女巻594「かの人ふみをたにえやり給はず」に、岷江入楚は次の注を記す。

岷江入楚

594 かの人ふみをたにえやり給はず(略)

秘 雲井鷹のかたへ文をたにかよはし給はぬと也

私云 此義又三抄共ニ雲井鷹の事とあれとさとはみえ侍らす 或抄又聞書には五節の事とあり 尤然へし

明星抄

雲井鷹へ文をだにかよはし給はざる也 朱箋曰 五節への事也

長珊聞書（御説とはなし）

かの人ハふミをたにえやり給はず。是よりハ雲井の鴈のかたの事也。花鳥にも雲ゐの鴈のかたへトアリ。是ハ夕霧の五節方への事と見ゆ。かの夕霧の事なり。

紹巴抄

かの人夕也五節かたへの文也 花相違歟

この部分の本文を新日本古典文学全集（以下「全集」と略す）により掲げる。

かの人ハ、文をだにえやりたまはず、たちまさる方のごとし心に  
かかりて、ほど経るままに、

全集は「かの人」「文」「たちまさる方」にそれぞれ「夕霧。惟光の家で話題になつていたので通称を用いた。」「雲居雁への手紙」と注を付す。花鳥余情・弄花抄・秘も同様である。これに対して、長珊聞書、紹巴抄はそれぞれ「五節」と注を付す。通勝は、「三抄共ニ雲井鴈の事とあ」ることに疑問を持ち、長珊聞書、紹巴抄を根拠に「五節」ではないかと推測するが、通勝はそれ以上のことはわからず、疑問は疑問のままである。しかしながら、明星抄には「箋曰」として「五節への事也」と記されている。明星抄には「雲井鴈」とあるが、公条は実枝に「五節への事也」と語り、実枝はそれを書記したのであろう。だが、この注が実枝から通勝に伝えられることはなかった。

三 常夏巻45「中将君もくはしくき、給へる事なればえしもまめたゝす」

明星抄の「箋曰」は、明星抄の記述と異なる事もある。次に常夏巻45「中将君もくはしくき、給へる事なればえしもまめたゝす」について検討する。

岷江入楚

花 夕霧の事也

秘 花鳥夕霧云々 如何 是ハ柏木也（略）

弄 内大臣の息の中将（略）

或 此弄ノ義ヲノス 御説々柏木也 花鳥の説わろし云々

聞 柏木也

箋 箋曰夕霧也 花鳥説可然 非柏木 其故ハ此席ニハ弁少将藤

侍従ノ兄弟兩人斗也 柏木ハ今日ノ席ニ参入トハ不見也 源氏弁

少将ヲ指シテ此事を問給ニテ舍兄柏木ノ不参ハ見ヘタリ

私云 此義箋ノ義尤可然 花鳥ノ義ヲ用ヘシ

明星抄

花鳥夕霧と云々 いか、是は柏木也 此事柏木の取り持てし出給ふ事なれば、弁、少将にさして此事をの給ひかくる也

箋曰 花鳥説可然 此席に柏木は参会なし 中将朝臣といふは柏木也

## 長珊聞書

花鳥此中将夕霧と云々 可然歟 愚存於不審トアリ 御説に此中  
 将柏木也 花鳥の説の夕霧ハわろし

## 紹巴抄

柏也 非夕霧 柏の聞出して誤事故詞をくはへさる也くはしく様  
 躰源氏聞給ひし故也

この部分は「中将」を柏木とするか、夕霧とするかで説が分かれている。公条は「秘」では「是ハ柏木也」とするが、実枝には夕霧と伝えられている。明星抄には「箋曰」として「花鳥説可然 此席に柏木は参会なし 中将朝臣といふは柏木也」としている。「秘」として記す際には夕霧とするものの、実枝には柏木であると、根拠を添えて示したのである。この夕霧説は、実枝により通勝に伝えられた。岷江入楚は「箋曰」として夕霧説を記している。公条説について考察する際には、岷江入楚に引用された「秘」のみならず、明星抄に「箋曰」として記された公条説も参照する必要がある。明星抄に記された「箋曰」については稿を改めて検討したい。

## 注

- (1) 『源氏物語注釈史の研究』(昭55 桜楓社)  
 (2) 「『長珊聞書』にみられる公条説―葵巻を中心に―」(『中古文学90 平24・11』)、「或抄御説」の注記から見た『岷江入楚』における『長珊聞

書』の位置づけ(『上智大学国文学科紀要33』平28・3)

- (3) 引用は国文学研究資料館の紙焼き写真・『永祿奥書 源氏物語紹巴抄』(広島平安文学研究会・平安文学資料稿)による。  
 (4) 引用は源氏物語古註釈叢刊による。  
 (5) 『源氏物語山水の研究』(平8 和泉書院)

